

指名停止等一覧表

(期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
株式会社 安田塗装店	北海道二世郡八雲町富士見町126-40	平成25年11月15日	平成26年2月14日	3ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	北海道森林管理局檜山森林管理署発注の「檜山森林管理署庁舎改修工事」の電子入札において、当該業者が落札決定したが、工事重複による現場代理人及び主任技術者の確保が不可能により、本工事の履行が困難であるとして、契約締結を辞退した。当局の有資格者が当局発注工事において落札決定後に契約締結を辞退したことは、再度の入札事務等が発生すること、及び適期に工事ができなくなること等、契約の相手方として不正又は不誠実な行為に該当するため。
株式会社 橋本川島コーポレーション	北海道旭川市旭町2条7丁目12番地90	平成26年1月7日	平成26年4月6日	3ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第8号イ(競争入札妨害又は談合)	旭川市発注の土木工事を巡る贈収賄事件で、株式会社橋本川島コーポレーション社員が談合罪で平成25年12月20日に旭川区検察庁より公訴を提起され、同日、旭川簡易裁判所から罰金の略式命令を受けたため。
株式会社 アトリエアク	北海道札幌市中央区北2条西26丁目2-12	平成26年1月24日	平成26年4月23日	3ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	稚内開発建設部発注の「稚内開発建設部管内道路付属施設13設計業務」の入札で、当該事業者が落札決定したが、協力事務所に予定していた設備事務所が、業務多忙につき、設備の主任技術者の人員を確保できなくなったとして、契約締結を辞退したため。
三鈺建設 株式会社	北海道砂川市東1条南18丁目1-31	平成26年1月24日	平成26年2月6日	2週間	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	平成25年1月29日、公共工事の工事現場において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに、同作業場所に作業床を設置しなかったことにより、作業員1名が墜落して死亡する事故が発生させ、9月18日に札幌簡易裁判所において労働安全衛生法違反により罰金刑が確定したため。
株式会社 津村測量設計	北海道標津郡中標津町東7条北7-1	平成26年3月3日	平成26年3月16日	2週間	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	釧路開発建設部発注の「釧路川上流工事箇所測量業務」において、河道内横断測量実施に向けた準備作業として左右岸に作業用ロープを設置するため、作業員がドライスーツ等の安全装備をした上で左岸より右岸へ徒歩渡河し、作業用ロープ設置後、左岸に戻る途中で川の中央付近で転倒して溺れ死亡したため。
株式会社 大同建設	北海道檜山郡上ノ国町字原歌158番地	平成26年3月26日	平成26年6月25日	3ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	北海道森林管理局檜山森林管理署発注の「中の沢林道大鼓沢支線(林業専用道)新設工事」において、悪天候等により工事の進捗が悪く工期までに完成できないとの理由から、工期を59日間延長したが工期内に完成できないとして契約解除を行う必要が生じ、未完成部分を再度発注せざるを得ないなど、発注者に損害を生じさせたため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。